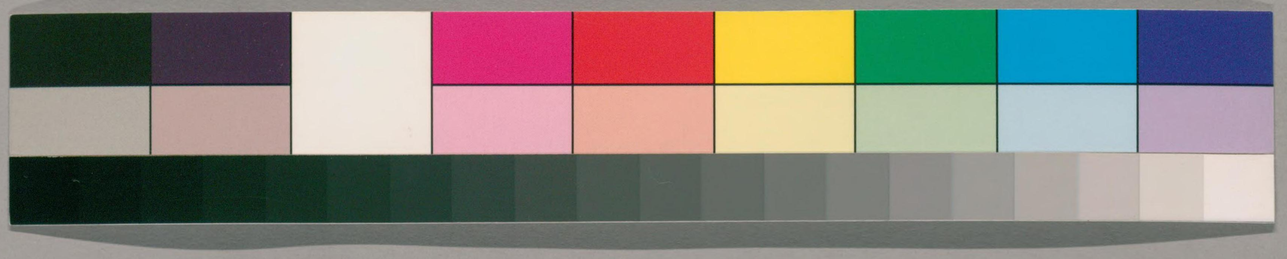

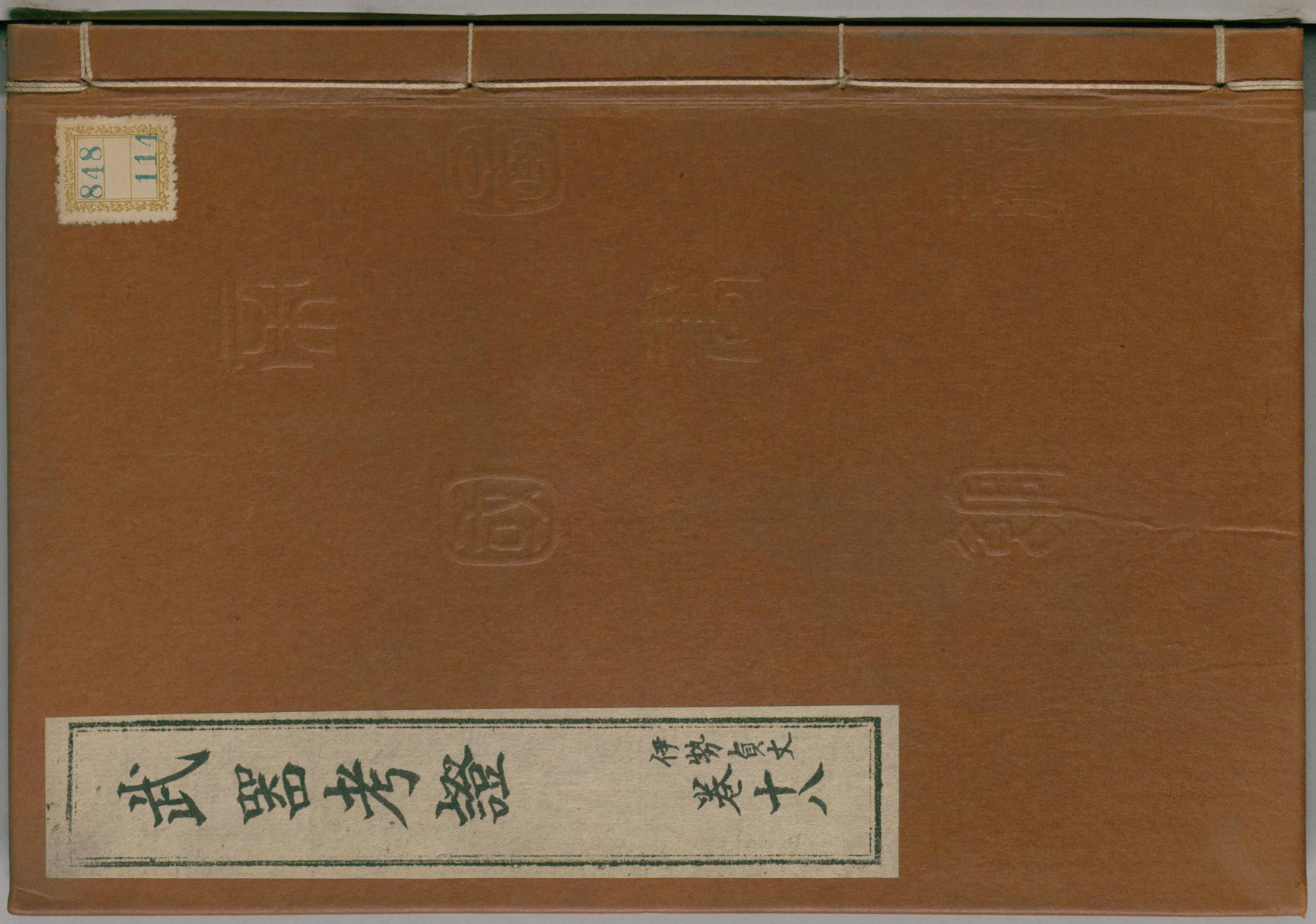

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

武器考證

十八

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

武器考證卷十八

書目

百練抄
相國寺塔供養記
思之滿々日記
奇異雜談
北山行幸記
吉野拾遺
明衡往来
了俊大草紙
田村草子
後拾遺和歌集
赤松物語
明月記

今井俊太郎氏寄贈本
龍谷學文庫

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

万葉仙覚抄
和歌題林愚抄
源順家集
散木集
六百番歌合
文明三十番歌合
紀貫之家集
小大君家集
万躰方之次第
負觀儀式
三箇重事抄
尚清流鏑馬日記
負順記

百練抄抜書　作者不詳　巻之四自冷泉院安和至後深草院正元　全十七巻一二三巻闕失

走馬　巻四天延二年六月十五日公家始自今年被献東(ママ)遊走馬等依園社例去年被停止時御願也

馬場　同貞元二年三月十日右近馬場可改南北之由宣下

競馬　同年六月六日法皇仁和寺覧競馬打球

騎射　同永延元年十月二日院参詣愛太子水尾寺令騎射給

神代之戈具　焼　同十一月十七日兵庫寮倉焼亡自神代所傳之戈具

悉為灰燼

蒔繪野劔　同二年四月九三日齋王御禊摂政被向左府桟敷院三四両親王渡御其儲不可數言各有贈物以摂政所帯之蒔繪野劔被送左府

競馬　同貞元二年五月九七日花山院幸左大臣家

大刀契　同二年十一月十七日神鏡焼損事令諸卿定申之大刀契同焼損諸道勘申○昨日内裏焼亡

貢馬　同三年三月四日自東三条遷幸一条院於御衍前先有花宴左大臣献物貢馬十疋有勧賞

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114
ガラス使用

競馬 後一條天皇寛仁四年九月廿二日前攝政參詣八幡宮昇舞人殿上人上官公卿扈從翌日有競馬○同代治安二年五月十二日関白於賀陽院第競馬○同代長元二年四月廿八日関白左大臣於白川別業競馬○後朱雀天皇長久三年九月廿一日行幸関白高陽院覧競馬

壷切劔焼失 同後冷泉天皇康平二年正月七日節會中間内豎町焼七八日皇居一條院焼亡主上遷御上東門院御所壷切劔爲灰燼不献東宮也○壷切ノ事又下ニ見ヘリ

競馬 騎射 後冷泉天皇康平五年五月廿二日天皇於高陽院覧競馬騎射○同保元三年八月廿八日於賀陽院有競馬事 騎射 五番

賭射 同保元三年八月廿八日於賀陽院有競馬事 騎射 五番

競馬 同保元三年三月十八日殿上賭弓

小弓合 同後白河天皇寛治三年三月十六日殿上小弓合○頒大弓小弓ハ武器ニアラサレトモ類ナルヲ以テ之ヲ弓ノ類ニ付ス

競馬 同代寛治四年四月十九日今日仙留城南至上皇渡御馬場殿有競馬騎射○同年八月廿六日関白參石清水社行競馬○四同年廿二日関白參詣賀茂行競馬

節刀 同代嘉保元年十月廿四日皇后堀川院焼亡主上遷御大炊殿廿日諸卿於御前定申可還御六条殿否并造伊勢大神宮之間可有造丹粟

節刀 同代長治二年二月十三日仙洞有小弓會

馬長 鳥羽天皇永久五年六月十四日御霊會依院宣公卿以下騎進馬長

書御座御劔 同代保延二年九月七日上皇於八幡宮供養金泥五部大乗經翌日有

競馬 同代保延二年九月廿三日天皇行幸法金剛院有競馬十番

競馬 十番○同三年九月廿三日天皇行幸法金剛院有競馬十番

射的 後白河天皇久寿元年三月近日京中兒童射的不可勝計

競馬 後白河天王四月九日於鳥羽離宮公卿殿上人競馬各著打懸十番中納言伊実卿頭中宮亮顕長爲一番奏十七日有行幸也

節刀 同代長承四年五月十五日行幸鳥羽離宮覧十番競馬廿五日覧競馬騎射等蓋庚平兼暦例也

螺鈿劔 同二年六月十八日前太政大臣供養土御門京極堂中大記云大方有議雖不被准御齋會人々帯螺鈿劔優美事前々如此云々

競馬 騎射 同代康和四年閏五月十五日行幸鳥羽離宮覧十番競馬廿五日

節刀 同代嘉承元年十月廿四日皇后堀川院焼亡主上遷御大炊殿廿日諸卿於御前定申可還御六条殿否并造伊勢大神宮之間可有造丹

節刀 同代長治二年二月十三日仙洞有小弓會

馬長 鳥羽天皇永久五年六月十四日御霊會依院宣公卿以下騎進馬長

書御座御劔 同代保延二年九月七日上皇於八幡宮供養金泥五部大乗經翌日有

競馬 同代保延二年九月七日上皇於八幡宮供養金泥五部大乗經翌日有

競馬 十番○同三年九月廿三日天皇行幸法金剛院有競馬十番

射的 後白河天皇久寿元年三月近日京中兒童射的不可勝計

競馬 後白河天王四月九日於鳥羽離宮公卿殿上人競馬各著打懸十番中納言伊実卿頭中宮亮顕長爲一番奏十七日有行幸也

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　ガラス使用

巻改宝剣組　二条天皇　平治元年八月十五日被巻改宝剣組
剱袋　同代長寛元年九月廿七日被調進八幡御剱袋本袋依鼠喰也古袋有誂被埋御殿北方明経博士師元紀傳範兼卿永朝臣等進勘文云
馬長　六条院　仁安二年六月十四日春宮殿上人騎進馬長兼被問人々二条院青団御時始有此事云々
競馬相撲　同年十月廿五日太上天皇御幸日吉社行幸儀有舞人并六日競馬廿七日相撲廿八日還御
餝馬引馬　同三年四月十八日賀茂祭也皇后宮使藏人左衛門權佐兼大進経房　餝馬　龍（院右将曹秦兼頼雖為位給将曹之条希代也）　引馬　龍（殿下右府生秦兼国）　餝馬（院左将曹秦兼清）　引馬（殿下左府生中臣季近）
殿下右府生秦兼遠　自院給之　近衛使左少将兼美濃守備範朝臣　無風流　引馬（院右番長紀公景）
賭弓　巻八　嵯峨天皇　弘仁元年正月廿二日賭弓
弓場始　同代兼安元年十二月一日弓場始之間立明火焼付宇津保柱頼政朝臣撰（カネ）滅之後日依此賞叙正四位下
相撲　同代兼安四年七月五日相撲有召仰○同廿二日於院御覧相撲○同廿七日相撲節吹保元三年以後不被行○同八月二日於院有七番相撲是寛治嘉保両度例也

馬長　同代兼安元年閏九月廿九日　中驍進馬長緒有相撲御神事等自今年所被始行也有試楽後宴
節刀賜駅鈴　同代兼安四年九月廿二日　右近權少将平維盛朝臣為（ヲ）追討関東賊徒發向兼平天慶之例也玄之間今度就嘉兼例所被行也不給節刀賜駅鈴
書御座御剱　巻九　安徳天皇　養和元年二月廿日書御座御剱装束犬咋切
駒牽望月牧　同年八月六日　駒引望月牧御馬依関東謀反不参之故也壽永元年同不被行也
金銅鎧　胴　年九月十三日　金銅鎧被進大神宮依天慶例也
書御座御剱　同代同年七月廿五日　平家黨類前内大臣已下率一族出奔西国天皇
宝剱　同代同年三月廿日書御座御剱御帳懸白木紛失
建礼門院同奉相具内侍所神鏡神宝宝剱簡殿上御倚子玄上鈴鹿皆以相具六波羅以下家同時放火（簡ノ字ヲトシテヘン）
懸首於獄門樹　巻十　後鳥羽院　元暦元年正月廿六日　丙辰梟伊豫守義仲首於日斬字九郎義経相具之廷尉於六条河原請取之懸東獄門樹見者如堵此外字根井樋口等雖為降人渡路次○二月十五日壬申今日平

氏首被渡之云々權中納言家通卿參入仰下賊首可懸獄門樹之由
同代文治元年六月九日甲戌前內大臣并右衛門督清宗首檢非違使諸
取之懸獄門樹
流鏑馬 同代文治元年二月十九日癸酉住吉社司言上云去十六日子刻自寅
三神殿流鏑指四方出了者卽付使被獻御覽已下宝物幷諸社又如此
競馬 同年六月九日辛未法皇御幸日吉社內大臣已下供奉有舞人又明日
於社頭可有競馬被具桒尻十人非一負御幸桒尻供奉今度始也
儛馬 引馬 同三四月十四日賀茂祭近衛使右少將信清儛馬引馬可
被御覽殿下令候給
宝劔 同七月九日巳未奉幣七社依宝劔
門國旦致謝為令捜索也神祇大祐卜部兼衡大藏少輔安倍泰成等
為使前安藝守佐伯景弘去比下向景弘合戰之時在彼国存知宝劔
沉設所云々
銀劔 同代建久二年十二月十七日辛卯今日法皇召中原廣元親能等各給銀劔
隨兵 同年四八月四日民部卿經房長者以後初入寺扈從人左大弁宰
相長經權右中弁朝臣經房藏人左京權大夫綱藏人右衛門權佐脩範勘解由
次官清長前駈六人共此余輩右隨兵二
射礼 賭射 同年五三月九日庚午石清水臨時祭也今日者後白河院登
遐之日也臨時祭射賭弓可有憚欤之由有沙汰
儛馬 引馬 同年五四月十八日賀茂祭也中宮使藏人頭右大弁兼亮宗
朝々臣 被御扈從車 袖三八葉中八葉例綱代也 大弁為藏人頭勒仕諸官使
永業経家卿為皇后宮權亮 龍 儛馬 引馬 殿下左府生下野忠武
番長秦頼武同左馬副八人 瀧二蔦景良已下也 褐衣濃打衣如例自殿下給之
調度懸 右同 同調度懸八人 上平礼權花 下黄袖 件裳束調度等貫首給之 各四人
黒鞍水豹切付 泥障 縫物表敷 紺地腹帯赤 覆 泥障縫物表敷紺地腹帯赤
敷 右同 馬八疋 燦黒鞍水豹切
競馬 同年六十月廿日辛酉関白於春日社有競馬 射有音樂勝負舞等
儛馬 引馬 同七四月十四日賀茂祭也中宮使右衛門權佐兼大進宗方
龍 儛馬 殿下左府生下野忠武 引馬 殿下相番長秦清景 近衛使左中將親能
同右府生秦行弘 同府生秦頼次
朝臣 龍 左將曹中臣近武 引馬 左大將曹長秦兼直 ○同九 四月十八日賀
右將曹下野武安 同番長秦頼次
茂祭也皇后宮使亮公頼駕院御馬 馬副張之 引馬 龍 院左府生秦兼直
春近衛使左少將雅親朝臣 龍 儛馬 院左將曹中臣近武 引馬 院左府生秦兼直
同右將曹秦頼澄
忽被聽禁色之由為納言其例希

引馬　院右府生秦秀頼同頼次

競馬　巻十一　土御門天皇　建仁二年二月廿六日太上天皇臨幸石清水宮諸衛一員并舞人等供奉於宮寺有競馬事

神馬　同年八月廿五日上皇被進神馬於十社〇同代兼元四年十月五日上皇被献神馬於伊勢内外宮八幡賀茂社還依天変御祈也

競馬　同代建仁三年十一月廿五日於鳥羽殿有競馬事〇同廿八日於春日社競馬事〇同代兼元三年六月九日今日於石清水宮有七番競馬仍上皇御幸

太刀袋　同代兼元三年十二月十七日被立石清水一社奉幣使献太刀袋也

競馬　流鏑馬　巻十二　後堀川天皇　貞応二年七月十七日上皇於賀茂上下社有七番競馬五番流鏑馬仍去夜御幸〇同代兼元元年四月廿日巳卯中宮侍典参日吉社有田楽并競馬事　競馬五番也

大刀契　巻十三　後堀川天皇　正月九日大刀契紛失之由有沙汰〇同年二月八日奉納大刀契左中弁有親朝臣左中将資季朝臣参内侍所

太刀鐵室　同年正月十四日蔵人頭治部卿親長朝臣参向内侍所求太刀有鐵室摺之物求出之如天暦御記者已為太刀契

金銅鉾　同年七月六日有軒廊御卜安楽寺言上者嘉禄元年五月比豊後国津江山住人等於彼峯作畠之間堀出金銅鉾二枚事

馬長　同代寛喜二年七月十二日祇園御霊會之上人馬長事殊有沙汰及卅騎云々

書御坐御劔　同代貞永元年正月廿三日申時書御坐御劔紛失云々

銀作劔　巻十四　四条院嘉禎三年正月廿六日戊寅左府露顕之儀也令向一条亭庇車随前駈六人雲客三人有引出物皇后宮権大夫実持卿取銀作劔授左将資俊朝臣〔負丈云露顕之後下前駈六人四日丙寅摂政姫君左府亭へ渡ラルトアリ是婚礼ノ夜ヨリ云云妻ヲヨビムカヘムルコトヲ人ニ知ラセズシテ三日メヨリ表ムキ人ニ知ラスルユヘ三日メヨリ露顕トイフニ是古代ノコトバナリ二日メマデハ人ニシラセザル心ナリ太刀ハムコヘノ引出物ナリ〕

随兵　同代暦仁元年六月五日戊申将軍被参春日社布衣輩卅人随兵百騎云々

篝火　同年七月九日壬午摂政宇治入也人々見物近日一条大路大宮等大路々要害所立兵士屋篝火是為防禦群盗也諸人安堵之計也

神馬　同年八月九日丁卯将軍被参詣吉田社引神馬白妙幣如例〇同二年七月九六日壬子大原野行幸也神馬依仰社家給預云々

移鼓　巻十五　後堀川院仁治三年五月十五日丙申将軍永被行太神宮臨時祭舞人装束以下移鼓等被調下云々

弓場始　同年十二月九二日今日有弓場始

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

壷切劔　同代寛元々年閏七月廿三日立坊之時壷切御劔紛失被新造可何様之由被尋仰公卿等〇同八月十日今上第一皇子久仁有立太子事申刻被始行節會々畢於御前被行坊官除目坊官等於弓場東慶又參本宮東慶公卿相引參宮中畢自内裏被献御劔壷切紛失之間被渡他御劔勅使頭中將師継朝臣賜禄再拜退出〇壷切焼失ノ事前ニ見エタリ又下ニモ見タリ

競馬　巻十六（後深草院建長二年）六月三日丁酉上皇御幸大相国山庄宇治縣真木嶋四日戊戌於真木嶋有五番競馬公卿殿上人随身等参之

競馬　巻十七同代建長七年二月廿一日戊子依大宮院去年閏五月御産御祈院御随身賀茂上下社北野社可有五番競馬立願仍今日於賀茂上下在之〇同廿四日辛卯院御随身等於北野社五番競馬〇同六月五日院御幸吉田泉殿々上人御随身等有五番競馬云々

馬長　同代正嘉二年六月十四日御霊會馬長於仙洞御覧石府已下候簀子〇同代正元々年六月十四日祇園御霊會々馬長於院御覧四条大納言以下候御前

騎射　正元元年五月廿八日辛未東宮騎射也

十列　同六月十五日於院御覧十列今出川右大臣候之御随身久則以下参之

壷切劔　同十一月九日自禁裏壷切御劔被返進一院云々〇負文云壷切後冷泉院康平二年正月内焼失セリ

故後嵯峨院寛元々年八月十日立坊ノ日壷切ナキニ依テ他劔ヲ以テ進セラレシ由前ニ見タリ此条ノ壷切新造ノ壷切ナルヘシ

平礼　巻十三後堀河院貞應二年十月五日今夜大弁宰相資経并賀篤毛車中門車副平礼白襖上下又云雑色七八輩平礼〇巻十六（後深草院本院宝治元年）五月九日辛酉新日吉尓五月會也院御脱屣以後今年為初度午刻御幸御輿殿上人（野干略之）大臣（直衣平礼）堀川大納言具親中宮大夫（隆親布衣平礼）署土御門中納言顕親別當通成（束帯平礼）〇負文云平礼ニレトヨム也立烏帽子ヲ折テ著レハ折レテヒラメリ故ニヒレトヲ云モニレシ折マウ风折限ヘカラズ

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　　ガラス使用

相国寺塔供養記抜書

一条関白経嗣公御作　応永六年九月十五日供養也
相国寺堂供養記ト小異也

大滑唐尾　張口　移馬　内大臣　良嗣　大滑唐尾ト云ハ二人舎人ノ名ナリ　下腮ハ各二人舎人ノ名ナリ　○移馬ト云ハ移鞍ヲ乗ル馬ヲ云ナリ

ホラノ小箙　沃懸地鞍　壷鐙　虎皮切付　熊泥障　蒔繪鞭　次将後宮人大判事中臣章教　沃懸地ハ鞍ノ表ヲ虎皮ヲ以テ切付ル事也　無泥障　左下部十二人者　摺髪ニ人　火長二人　舎人二人　ホラノ小箙ト云ハ蒔繪ノ詳ナル小箙ト云ナリ　髪ヲ摺ル故ニ摺髪ト云ナリ　火長ハ舎人ノ長ナリ　調度懸　サイラ腰ニサス　右ニ見タリ　右ノ如ク供奉ス

移馬　次ニ前陪従　右ニ人　府生二人　番長二人　各移馬ヲ乗ル故ニ移馬ト云ナリ

賭射　鞘　正月　十八日ニハカケヲ射ル事ヲ申ス　二条関白良基公御作　貞治六年記

走馬　荒手結　引折目　五月　五日ノ武徳殿ノ儀ヲ申ス　四府ノ儀ヲ書ス

競馬　六月　朔日ニ左右ノ馬場ニテ競馬ヲ行ハル　勝負ノ次第ハ弘安ノ例ニ同シ

相撲　七月　七日ニ紫宸殿ニテ相撲ヲ行ハル　勝負ノ次第ハ弘安ノ例ニ同シ

移鞍　六月廿日ニ左右ノ馬場ニテ移鞍ヲ行ハル　勝負ノ次第ハ弘安ノ例ニ同シ

きゃうろく旅人あたりこの比のこそて行秋ひまくらをあそふてそて行へし

駒牽　奥之戸　望月駒　八月　禁　こちら月の望る今年ハ満ちたるおくのへいのるとを
ほめさいの行まいてらうもからめくきをのとをれり人々ハ行ふをひとるとらるかし
よきはすぐすてなたのるき案うよ十足すらくらるよりくうひいうきちろへきは
さきに行り

弓場始　十月　禁　弓場そうあ行ふといのるまたとなにを人弓よろへ日人あまたく
賭射つうふまけるいるあそしろし

賭射　ちうまくうり

奇異雜談抜書

室町殿之比江州佐々木家臣中村豊前守家記

犬追物　犬一足　料足幾足　馬一足　唐にハ牛を一ひきいへるを日本の例に約せハ湯（訳之）
桶文章かくて牛一牽といふへきを馬を一足といふいわれいるの目にハ絹一疋太の同様
思ふる之字匡にいふく一足ハ四丈之馬の足景一足のもなりとちく絹段一疋といふい
うれハ一疋ハ二きたるも夫婦二人の衣裳となるゆへに一疋といふなり夫婦二人お
あそこそと一疋のま婦といふなり論語に匹夫匹婦といふあるなり匹ハ配なり
あと一對といふうつききに足の字用なり犬を一疋二疋といふいわれハ犬追物の時
河原者は犬の目より犬をよせて勝る一矢犬を射る矢に二勝三勝をつけている
といふにも中にする矢いちく一つなりる一疋に犬一ありゆへに犬を一疋といふなり
ことなる犬をハ一疋二疋といふ自らもすといふても世俗のことにみがえまうて
つねの犬をも一疋二疋といふあまつさへ麻兎狸狐猫鼠小虫にもあるまていい
勿らいしく料足を十疋廿疋といふいわれハ犬追物の時に河原者に犬を百疋ならぶ
てバ一貫文なる年ごとかくバ五百文なる之犬一疋ハ十銭にあたるゆへに十銭を
一疋といひ百文を十疋といへりそ犬追物より始まる例なり○貞丈云犬追物ハ鎌倉
右大將之代ヨリ始レリ犬追物行ハレシ以来俗ノ詞ニ錢ノ數ヲ幾疋ト云シナルヘシ是

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　ガラス使用

録舍ノ時ヨリノ俗諺之其證ハ東鑑巻三十三延応二年庚子九月廿日頼経公ノ代乃記文
ニ云御家人等中任官之輩不勤行役事ヲ依有其恐召進用途之由今日有評定
所謂左右衛門尉分ハ人別百疋左右兵衛尉分ハ人別七十疋右近ノ将監分ハ人別三十疋内
舍人分人別廿疋等也不供奉行幸等ノ者ハ為シテ毎年ノ役可進済之トニ云右銭定ト云
支銭ノ数ノ事ナリト雖モ其本ハ大追物ヨリ出タル事ナレハ委シク記シ置ク者也

【刀】【脇差】【手鑓】応仁の乱中おほかたるまの同院ときく舍との刀に足軽を人と名
ハ云和泉の清水をわたる雑人なとみなは薄手乃文鍔に帷子蒲菊のなどを
の十徳に刀脇差して売を出川中過ハ肩衣に幅袴にて立の笠を着たりけ
ま持をかけてあとにつ○貞丈云刀脇指と云は今世のことく大小とされ
するハあふれ者にの此ハ大小さたまりたるにはあれしれ刀ハ脇刀とて短くして帯なき刀
之脇指も今世にてハなし其頃く袴もなき懐剣之如く文字のこハ腰刀を帯して
脇指ハ懐中にしてをかるこうなのまた今世の風俗とかるる脈にて流しみへくハ
文安ハ享徳の頃也
【幅袴】太いにみえたり

具足きて上をそくる事なり上をけさ事も見えけり云
云諸書出用抄にみえたり

北山行幸記抜書　一條関白経嗣公御作　応永十五年之記

【壷胡簶】【蒔繪弓】【平鞘太刀】今日の供奉の中将は左衣のいろしきぬ文をとくうすをとくの
洞院中将
満季朝臣　衣冠下括をさまの見のあこうえくまのいのち
きうらきぬのおきあまたあをそうとき　ひらさやのうちまきえの太刀　つかとくせばし
いろひらやのうちまきえの弓
孝長　衣冠にてさくらとえきみのいろのさうのきぬ文ありさやの太刀
実郷　衣文は衣山吹のいろきぬうそのきぬきぬのちとさらのさしぬき
アスカ井中将
雅清朝臣　衣冠の袍の衣紅梅のいろし衣いつつ萌黄の葉乃おもて
紅梅のいろしきぬのしさまのたまの太刀　まきえの弓
伯中将
資雅　紅梅の衣紅梅のいろしきぬ文ありさき蒔絵ぬきこきさしぬき
○貞丈云太刀つかと云ふハ皆柄にかやうなる
のあることは書のうちにかきてもがな古書にハ多く注有し書る例なり壷胡簶蒔絵紫檀桃花
蒔葉世俗浅深秘抄飛竜紫東抄等の路につかやうなるを蒔の事の化せり
思ふに古代の書には見えてあるハ矢壷と書てつかと云なぐひの事なりとぞ見えたり
つかやかなる武者の事見えたりと後三年合戦の絵にみ
えたりかやうなる時ハ手さかりにてい今世のさとにおもふことを思ふなり
我は古代にたけきことのみ志しこと多く彼か別冊に委しくとかしときぬ人にも見えたし

吉野拾遺抜書

作者ハ松翁トアリ兼好法師カ童名松丸後ニ松翁ト号ス是ニハ非ス一説ニ忠房ノ作トモ又親房卿作トモ云共ニ非ス作者詳ナラス

大追物 巻二 隆資卿のことしめしつかひ給ひし大王丸といひし童
あぶちかに何ひく矢をあてられたる人としけれとも何もしけのひく
といきことつきあへるてきりける所御きかせ給ひてく
あつさ弓引くとさつるあぶちかはいはおもひもよらすあはれなるへしとそお
うしろせすひかりしとそ
○是またきこえけるとてつる大追物の射手の中にありつる射手の射るさまなる
ものゝ大とあけさるとかとはきこゑけるとてみたり下の句に大おほく物をいふ
べきことよの句に引くときこえけるといひける

明衡往来抜書

小弓モ弓ノ類ナル故付之

藤原明衡作　白河院御宇之人也

小弓 三月状　近日為人々被催度々被招是小弓之事先無指何ノ殊義勝負以拘様ニ而不取可一日被遊此事若雖候ハ何様之事乎○小弓亦不及ニ

相撲 八月状　右御所可被召相撲人等侍リ無足人ニ而取不能之近辺可尋取可被仰ニ寂寞ニ而候ハ必可被加也

弓場競弓 十二月状　去ル堪弓場鞠場ニ宜シ競馬競渡

桑弧蓬矢 二月状　太郎左衛門尉之出生悦侍リ桑弧蓬矢有ル之乎

靭胡籙中黒 十一月状　一日供奉行幸之日忽依無靭令申案内ニ之胡籙借用シ源中将中黒ヲ侍リ○中黒ト云ハ中黒ノ胡籙ナリ中黒ノ羽ヲハギタル矢ヲサシタル胡籙ノコトナリ

了俊大草紙抜書

今川貞世記

旗差　一番の旗さし役の事は、辞してもその人の名をおひて、つとめさせらるべき也。
人の家にては侍の品々の中にも一旗は侍の勤むる事也。中にも敵を
のがさずつとむる事もあり候。みつからさやうにすべき時もあり、能々心得べく候。

軍陣祝　軍陣祝の事、古来の人は陣前(ガ)用(ヨウ)鼓不勤之由(陰勝也用トハ)又云ヶ敵
とかくは三足をもちて、之をおこなひて、其後めす。軽装の軍陣の時、さしてゆく侍

母衣　母衣は人母衣と称くるの事、ふるき武者の家々には、二三度もかけて人の前をも、すゝみ
てかけし人なりとも、母衣をかけたるは、先祖の重代の母衣侍らん人は、母衣代りに入るべし、さる
をてうど見かくるは、心にも悪く候也。○貞丈按母衣ヲ被(カヅリ)テ敵ノ矢ヲ防ク
ト云事壒嚢抄ニ見タリ古代ノ母衣ハ飛箭キビシキ所ニ臨ミ笠箭ヲ防キ敵城ヘ近ク
攻寄シタノ貞世サレバ自ラ我公ノ勇怯ヲ能ク顧テ飛箭ヲ犯シ死戦ヲ遂ヘキ
勇猛ノ心アラバ母衣ヲカケテ赴クヘシ若シ斟酌ノ心アラハ母衣ヲ掛ヘカラス母衣ヲ掛
ナガラ飛箭ノキビシキ所ニモ赴ザルハ見苦シカルベシト云心也ソレヲアラハニ云ズシテ我
心ノホドヲ知テト云フ也熊谷ト平山カ一ノ谷ニ赴シ時母衣掛シコヲ思ヒ合スベシ

旗差　御旗之役人は副て、今一人をもさすべき事也。二人ともに御使ならば、取替
兼て御さくと、兼日に御使役人にても御旗の前と横に通(トヲ)るべからず

鎧　唐櫃　胜楯　鎧を進らするは、ひつの蓋をあけて、甲までをあけて、役人両人向て(?)
は役は上(ウハ)手下(シタ)手にすべき也。勅使又は(?)役は一族中にさるべき人をすべし。さ外は下手
にすべし。何かあらば先祖重代の鎧をおくべき也。之は下手に跪いて、取り上げ甲の前に役人
両人の中へ合宜人の前へ、ただの刀にて向いたしにおいて置也。○ハイタテハ上古ヨリ太平記ニ
ヒサヨロヒ始テ見タリ

腹巻楯　腹巻を進らするは、腹巻の楯の蓋をあけて、ちらし、其色の(?)御前に向ふよう(?)に、御前
楯とも進上申す役人也

調度懸　御弓矢は、公儀の御家御役人の事、御軍の御時御幣の役は、小笠原の御鋼之役は(?)
何事の役にも御弓、征矢は之役、征矢を(?)傾ガ御弓と移し、替へらるゝ時の引(?)役は、征矢ノ(ウツボ)ヲ持て(?)
本は一家勤仕候なり。天下の人の役なり。○貞丈云御弓征矢之役ト云ハ即御調度之役也

馬牽モロクチニ付　馬御目にかけらるゝ時、一引(ヒキ)の時は左の付にして、とらに付ニ
三足もちらかして、又左の付に御前をとり、左右ともに目にかけ也(?)て、左の口付を見せ
○貞丈云右ニ付トハ馬ノ右ニ立テ右口ニ付ク也モロクチニ付トハ馬ノ前ニ立向テ左右ノ手ニ
テ両方ノミヅヽキヲ取テ馬ヲウツキシサラカシテ足ヲフミソロヘサスルヲ云ナリ此モロク
チニ付ト云ニ拠テ考ルニ平家物語ニモクチ(ロ)ニ引トアルハ左右ニ手縄ヲサシテ両人シテ引
クコヲ云ナリ

馬牽　害ハ馬を引あやつり車をも或ハ鞍置もニ人して引まはしなどするにて大人して
ひくもの也けるさるニ人して引るハ不用節なるニ人して引きまはしけのきしく大猪
して牽る事なりけり其之鎌倉将軍の之三之旗(ハタジ)販のあるをハ手綱と手かけて下ヶ手縄
まて引之時は大ぶる七一手の内をおしニ人して牽之善母の仮てニ人して
引時ハ鞍置ても左人して引るも下一手ハ手綱まて引くとさるのて之
何も引和物のるハ事多手繰りゆるして後口縄おおす半之口夏丈之下手綱くて
之くし手綱ののをとも是ある鎖て下とい〔一手の内〕ハ手綱ハ轡る之二寸
まあしそる也をを引て〔云之〕鎌倉年中行事まさそくそうり手綱まて引とハ手綱を
不用之文字ハ馬を牽とするを引と書けの文字なまてさらに手綱を行るを書てをハる
とまさゑてもまあくてもまてしくるさる事ハ引て物するを牽くる
る之是ハでるかぎらず也抄をえちてあるをえらく矢譲るとも云くさるもしあ
あのまえ大のめく書すくと云ても行るもあれども古書まハこと云えおもあく書る
まりのいと用るとち古云まハ字義とかくもしはこともに傍りて書る内俗通し
文字ま泥(ナヅ)みて義理を害するとあらん文字を用て正義と記るも也はり広く
古云を見てまれし御法するものとかくなし一偏に定め

田村草子抜書　作者不詳　古キ物語ナリ

神通鏑矢　上巻　俵藤太の母なりけるハ君の御文ハ大星に珠を出けいの体にて長さ六丈の
蛇といふものかたちをひぬされバ万民言とかくしてそれ程ハすぐる七星よ
なりまた〔バ矢〕の子細の此〔ハ〕これハ先祖の御宝とて一つの〔つまる〕神通のか
ぶら矢とある〔て〕なまる弓勢らおしたりかりなすくもさる行さる中巻
のつまる神通のかつらやそさくするに射る〔て〕あちまち大蛇ものの山より
〇中巻　後にたち給ふ三千叡のかた五十万騎うちの世神通の払ひ異常して二月
のさとるまりさまらしか薬なかの老ら属ら人よさるものてハかるふまじとて神通
のかつらやさらに射まハをはせ矢術の体とどはる七日七夜ひびきさわれど
人もちおどろきさ片ぎく

神通物具　角乃はきら　右ま見ゑるり物の名ハ甲冑之具足抜神通とする
ハ化あけ給て神通通の名之神通力神通妙ならん云神通の鏑矢と云ハ化
云矢を帯申して云〔て詞之〕別の子細まきるもの之古代の射るる方れさるハ神通
の鏑矢にて云名もれく古へより剣化のほしれし神通ハ必ず確実の詞と記く
〔一〕純る上を世弓術家にて神通の鏑矢の剣化のは記して要化の傍説通之

笑(まる)と用(もち)ひたらびの角のつきうちゐるものまで
らうそくの角のごといいてとやせるまゐ小仏作り
有(ある)て近(ちか)き所(ところ)にもあらねば
有(ある)ほどはほうとしもうと欲(ほっ)し万葉集
にもとりくぎ言(こと)おもひつるまでつきうらいはほくらとしてよめるときこえ
るもおかしきを

神通劍 巻十 不動のうへやう漆(しつ)にて大(おほ)きさ
よりけしてぎなり刀(かたな)にて降魔(ごうま)の利劍(りけん)のそれを
も神通(じんつう)のちからをあらはすなり。魚(うを)
の図(ず)の釈迦(しゃか)の車(くるま)にて名(な)も図(ず)のごとくにて
車中(しゃちう)にいろいろの品々(しなじな)を入(いれ)たるなり。
くるまにて神通(じんつう)の車(くるま)のたぐひ
もろこしの釈迦(しゃか)の車(くるま)とそれ
ともこれにて考(かんが)へべかりけり。
るにあらず神通(じんつう)の具(ぐ)釈迦(しゃか)のたぐひ

後拾遺和歌集抜書　白河院応徳三年参議通俊撰

御(み)かし 守刀 巻十九雑 三條院(さんでうゐん)をしりうけ
まゐらせて 式部(しきぶ)の丞(じょう)敦successful(あつなり)
万代(よろづよ)を君(きみ)がまもりとゐのりつつたちつ
うせつ

古(ふる)のちうきとうとうほうこうの
ひとつ三條院(さんでうゐん)の守刀(まもりがたな)し親王(しんわう)
まゐりたまひしとき
もらふべくて刀(かたな)の地(ぢ)をのべて
とみにしむしとぎの例(れい)をもて
房(ふさ)の形(かたち)のごとくいかにの刀(かたな)
別(べつ)なくいさゝか地(ぢ)をのべて
横笛(よこぶえ)を筆(ふで)にて
長(なが)二尺(にしゃく)作(つく)るべし今(いま)世(よ)に
二脇(ふたわき)つくるものなり

赤松物語抜書

記者不詳　發端ニ當時軍普廣院殿トアリ當トアルハ其時代ノ人公方薨後ニ記メルト見エ

青黄糸腹巻　同毛五枚冑　冑緒　白檀磨瞞當　五音ノ生（アリ）安横（ヨコ）者黄多ク

ハ皆ソノ如ク用ヒシモノナリ　ソノ外ニ赤糸威ノ腹巻ノ如キモノアリ　ソノ威ノ色ニ

ヨリ赤軍ノ中頭ヲ指ス（サス）ニヤ　白裝束直垂　古ヘ赤松ノ大將軍殿白裝束ニテ

在陣セラレシ　今此ノ物ノ如クニヤ　○安横（ヨコ）者ノ事

紫糸鎧　黒皮鎧　同毛五枚冑　冑緒　四尺八寸　白柄長刀　赤松今ハ亡ビ

ハテ　ソノ家ノ重寶ノ鎧ノ名ノミ殘リテ　其ノ實ハ知ル人ナシ　十二代持ラレシ

ト云ヒ傳ヘシ　小櫻縅ノ鎧ノ如キモノカ　後ニ考フベシ

小櫻縅　古ヘニ安横（ヨコ）ハ大將ノ着ラレシ　後世中ニ大將ノ着ラレシ

ト云ヒ傳ヘシ　ソノ實ハ知ル人ナシ　山名殿ノ着ラレシ　ソノ外ニ

ノ如キモノカ

細矢束　十三束三伏　長刀　石突　五人張弓　矢倉　防板　山名殿ノ内ニ

アル村ノ助新妻ト云ヘル女人ノ所ニアリシ　ソノ後赤松ノ家ニ

六人余大モリ　大モリ　古ヘ赤松ノ新妻ノ所ニアリシ　ソノ後赤松ニ

出デテ　是非ヘ行カレシモアラシ　ソレヨリ安横（ヨコ）ノ家ニ

アリシヲ　マヽ山名殿ニ取ラレシ　ソノ後山名殿ヨリ安横（ヨコ）ノ

家ニ返サレシ　ソノ後ハ安横（ヨコ）ノ家ニアリシ　ソノ後ハ

イヅレヘ行キシヤ　マタ山名殿ニアリシヤ　ソレハ知ル人ナシ

六人余ノ大モリ　ト云ヘルハ　ソノ時ノ人数ヲ云ヒシナリ

長モリ　新妻ノ腰ニ差シテアリシ　ソノ後ハ安横（ヨコ）ノ家ニ

アリシヲ　マヽ山名殿ニ取ラレシ　ソノ後山名殿ヨリ安横（ヨコ）ノ

家ニ返サレシ　ソノ後ハ安横（ヨコ）ノ家ニアリシ　ソノ後ハ

イヅレヘ行キシヤ　マタ山名殿ニアリシヤ　ソレハ知ル人ナシ

三人張　十三束三伏　胸板　冑之次ニ　近ク離レテ

ヲ取ル　ソノ後ハ安横（ヨコ）ノ家ニアリシ　ソノ後ハ

イヅレヘ行キシヤ　マタ山名殿ニアリシヤ　ソレハ知ル人ナシ

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　ガラス使用

きる角の物也〔　〕といふ説にて あまる矢が楯よりこちらに人を防ぐ心
かゝともくゝにて物よりふ

頸実検　頸は敵を獄門木に掛ねらるゝ事也　扨山名左兵衛佐義理が頸を我手にて取
らるゝ事あまたの軍勝ちとばうせものゝ心がけ也　されども落のいきおひ
おそろしく落大名どもの評定ゆゑ飯よ矢
おもてのうちに別て大事のあにかけるべしといふ心也　されあの関所ゆゑんの本と
おもひ誠あるをこの方にうけもつまんふ手配そこ三
切りて獄門の形となしり一の木よい安松介のそを
らしりさてたのあい事故この方の古角あ
きて切合一万三千の勢当をおりて頸の発願とし
○負まじくぞんの本一名あちらの木と棟のうち
ちのあるをもとゝいへ心獄門の形をつくりといふ獄門
獄舎のきにこりて獄舎の門のまゝ形と似よ作
のあひりしあいさもせんぐんの本物切り柱とも
ちもと　むこうより天下こちらおほしといふ
ぐひなりしこぐやえりふ

乱杭　逆茂木　車疾薇　本より出る白楽の城を指て乱杭さうと本くらすぐひ

をうしろ〳〵城をこぼまうに指て逆茂木ありぐひ〳〵き形状

明月記抜書　藤原定家卿記

擽鬢（カウカイ）正治二年十二月廿日若君御元服ニ御髪ヲ返シ加ヘラレテ
分取天左鬢ヲ掠天小ノ元結ニ天結天ス〇此カウカイ其用ハ同ケレ共髭ヲ
崔小弓（小弓ハ武器ニ非ストイヘ共弓ノ類ナレハ付之也）建暦三年三月十五日内裏此間有崔小弓ヲ
蒔繪太刀　丸鞘　銀作　沃懸地　建暦三年七月廿五日蒔繪太刀一腰丸
（銀作金ニ非ス唯沃懸地ノ事ヲ云）
太刀峯　元仁二年二月十三日入夜中將来次ニ云陰陽大允ト云者在関東
其官讓子息、其子息在京、父妻本好色ニ通之ス、件妻月卿雲客已下
相見正月晦比称禁裏近習殿上人ト者入臥件所之間大允擲テ之西縁
以太刀之峯打又打損其面所、乗馬、称ス療治御馬仍引進於大内（無証説）
大腰刀　元仁二年二月廿五日去夜聊有夢想今年未遂物詣恐思仍
明日欲精進（セント）酉時許物詣人着此家、廿二日見聖霊會松殿太納言忠
世俄相共参詣ス大納言着浄衣ヲ指大腰刀ヲ以銀作リ成ス下ケ也（近代大藏卿相
見子息二人女房同参詣ス　貴賤相如也）
小弓　元仁二年二月八日人々物語之中長衡朝臣等記一日比一上亭射小弓ヲ厦

（ヤナグヒ）箙（蒔繪也）

熊方（ワサノ）一羽酒一瓶可進由示頼次（非近習物呂飯昌継支自後院駈入次）頼次此ヲ不心得之間勢
紅梅大枝雄雉雌知若干羽如小鳥附之大瓶ニ入酒送之納受饗応ス
蒔繪螺鈿劔　嘉禄元年十一月廿五日己時先冷泉中將懐来之間也蒔繪螺
鈿劔同箙用之同箙ヲ不知之劔箙可為
腹巻　嘉禄元年十月十七日晴侍等云権弥宜資通已補正私家人ヲ出文書ヲ
可渡由頭弁出納ス以前下人仰下ス而子息男戌被語人々疑鎖籠所下人二人
令二人帰参事由之間重来打破門令引文書了其間件宅有下着腹巻者等上奇
怪由路人相驚ス父被殺害之時腹巻ヲ大物欲資頼尾籠者ヲ始終如斯ス
小弓　寛喜二年正月十七日入夜ニ亭相来今朝黄門送出宣命支次連日告問昨日
酒今日小弓又被馳馬
蒔繪弓箙　寛喜二年閏正月七日帰家之後亭相蒔繪弓箙随有借送親衛侘許
沃懸地劔　天福元年七月十六日沃懸地劔入赤地錦袋
牟鞘　野劔　鹿皮細尾鞘　狩胡簶　毛沓　文暦二年二月九日祭并少将自内府
亭出上下向見物戌刻ニ来時許金吾来并左将十六日禁色宣旨宗光卿下之已
特許出門先前駈笠持次移馬舎人二人次弁蔵人紫浄文指貫萌木衣紅單
牟鞘野劔鹿皮細尾鞘　侍十人次随身二人萌木上下茜白衣狩胡簶毛沓次前

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

駈六人 ○上下トハ狩衣ノ上下同色ナルヲ云歟 毛沓ハ馬上ノ沓也ツラヌキトハ別ナリ 「移馬」右ニ見タリ移鞍置タル馬ヲ云ナリ

「弓矢巻様」建暦元年十月廿三日未時許、清範報書云、昨日少将弓箭巻青糸組不見如何可申所存ヲ、請文云、弓箭青糸事畏承候畢、後法性寺禅閤招客之次少年衛府弓箭有巻、色々ノ様事ヲ、於テハ紅梅色ニ尋常所用也、白紙并紅梅紙皆雖為様ノ由、紅梅紙如十一月已後梅花得境之時、殊ニ相応ス、至テハ于秋冬ニ者青ミ（キ歟）薄様尤有其便、当初多用之、当時無之由承リ候之時、若貴賤差別可候哉之由相伺候之所、其条可依人、只少年者可然之由候キ、此事非一度、雖承ト猶依不審ニ今度申九条大納言ニ候之所、其事当初同聞之、又見彼御記之由候キ、仍少年ノ者居過分之職ニ候、今度殊依結構之思、候用此説ヲ、仰キ候所令被仰下候之間殊恐思給欲得御意、可下令披露給上歟

「狩胡籙」「野矢」建仁二年十一月九日夕ニ相公入座、雑談之間戌終計リニ西方ニ有火不遠、西洞院云々、仍馳参ル、内ニ依不具テ着布衣ヲ騎馬参ス 中略 今夜帯スル弓矢ヲ頗似タリ古儀ニ、但火為三町之内ニ、尤可帯ス耳、仍不知他人之儀ヲ、帯スル之野矢也、而ルニ忽ニ無其物、仍帯スル狩胡籙ヲ頗無謂、且又依可然人不見也、猶帯スルノ野矢ヲ之由可ニ披露ス也、毎事不具之間如此 直衣之人狩矢亘歟

狩矢

萬葉集仙覚抄抜書

仙覚律師作 文永六年ニ作ル

巻二 久米禅師娉石川郎女時歌 ミノリサカルヒ ナノハマニニ ヒカハウマヒ トサヒライ ハシトモ ナ トヒ哥ノ注ナリ

「中弭」巻一 あつさゆみはずとは弓ハはずをさしてつくる也、弓はりてつるをかくるを云ハ、張弓のたわれといふも也、中ハすくなりといへり、ゆみハ中にあたる所をにぎるにより中をとりてゆみ(ナズ)に撫てとる、又同さしてなり、同韻也、又同韻なり ○あつさのゆみのおくすゑのゆみたゆへ

「馬」昔百済国より馬をもてきたるゆへにくたらのこまといふ也、かへさのものしてかるといへるみちのけともいへり、秦氏の先祖にまさりけるゆへ、さるみこれをひきてさかえけるよし、これをまつるといふ也、あめのみこと天皇の御かとにちくるましきかな、我国にハ上古まてハうまなかりしを百済よりすゝめたてまつりしより、ちかくハ保食神の頂より牛馬化生し出るもみえ文素戔鳴命天の斑駒をもつて田のあひだにふせしめたまひしより、神代より馬ハありしなり、又日子遅神行幸の時に鞍かけ行所是ハ千余所に論ずべく、歌作らせ給ひける

玉垂の宮にいたりて又神功皇后新羅国を攻給ひし時かの国の王降りて今より
のちは長く乾坤（アメツチ）と与に志たかひて飼部（ミウマカヒ）となりて船の柁（カヂ）を乾（カハカ）さずして春秋に馬
梳（ハタ）る鞭を奉らむといひけるも日本紀に見えたり又皇后の御子応神
天皇の御位の年より十五年めに百済国より良馬二匹をたてまつりしことあるは
よき馬なれはよき馬をえらびてなりしにや又二十年めすぐ
馬をその国よりめしゝことは諸説あり仙覚抄の説用ゐるに足らん又二条の巻にあれ
諸説あれども仙覚抄の説と書あへるを用ふべからん

〔剱刀（ツルギタチ）〕はやきしるしとすつるにあしきる名の剣ちはやきとはいへる
るはやきだちといへる剣太刀の事にいへることはつれたるときここえたり
此集の第十巻の辞にはやきみちとあるもあしきる名のよきことも見えんきみが
よりおもひとよめる 大伴家持佐伯部宿禰 恵佐宮麻呂 ○貞丈按はやきはとらぬきさかくゆくこと
たちといへるは其地名なるへしされどはやぎのたちとぞよぬへし

〔振剱〕同上 らる震上のはやぎはほこさきのえをふりてまはしけるなれどこま
はやぎのさみとはへるなるへし 大宮帝皇子なる殯宮之時作歌ノ詞 コマツルギワサミガ原ノトモ云 注ナリ
○貞丈按るにしけなれはこそ解未詳

〔青旗〕巻二近江天皇聖躬不豫御病急時大后奉献御歌 青旗乃木旗（コハタ）能上手 畧下 青旗者葬具なるへきなりや

為陽国風土記にいはく伊勢郡と名つくる由縁を記して云
真人益麻呂下 藤原宮時作歌 青旗乃葛木山 畧下 とつけるは本文にかゝりてものゝく
さけしてうすくるは青旗に似たれはあをくろくそれをのしといつくふ
しあふそろしとそはそいふがき青色はまたものゝくてかゝるれどもそといふ 此風土記ノ文今畧之考證 巻八風土記ノ抜書ニ在リ ○巻六丹比

〔得物矢〕巻二得物 矢ハ友矢之 ともや矢といふ 衍字 いるよいつらりさちむきひているる矢をと
こうまくさきえている人をみてさみしるやとしまやとはいへるなり

〔駅路鈴〕巻十九サフルコカイツキシトノニスヾカケヌ ハイマリタレリサトモトヽ、ロニト云哥注 さするこそはわり女婦（ツカイ）の字をとかけぬくま
そうまうりとは官使の中まゝく古あるを示とぞ駅路ふとるいまだしよむなり官より
あ路を賜はりてそれを生ひるとて駅（ハイマ）へゆくほのきあゝしくありし国王七ッのすゞ
をとゝつく七ツへはらいすうは官使よ一つ路なる七鈴のうよ一つハくちのつけしる
路ありそれを路うなる使は路の家より川にてゆうかしひつくしらはし上て
かの路とさりかよひと申てするなりこのみをと作るともつまじそなるへしゆ 古也
ゆといふ同韻の鈴之更つるも是ハ家路の岩ねを鈴すまいりて玉の家のあそび
鳴するると思ひなるよ家路が先妻 不待夫君之喚使（メシツカヒ）自来（キタレリ） られはけるな
いまくてまとりしといへるなり ○貞丈云追付使は駅路鈴を鈴ふるてさ
信けはもう川しるなり

和歌題林愚抄抜書　玄仲作　貞治五年ノ年中行事哥合ノ哥ハ既ニ前ニ記シヲレハ今者畧之

騎射
とりてとあるをそへもちゐせしめ面射とおふくる故歟
梓弓　ひくもの　的射　ゆきとまる　百発の梓弓　なやむ　近きまと
的射　ゆきとまる　百発の梓弓　なやむ　近きまと
然行縢　みやこ　ゆのむこそきこえあまてゐりそやをとりぬらん
服　常陸ふち　をひらく　あやめやさくらかりそめ
ふち　あやめもわき　松のみ　ゆもとりもちにけりくれ
駒牽　昔見し　井をくへ　面影ちかき　ゆもとりもち月の
ものつゝみ　ゆきゆとりやたゆもん　的ひきこゑ
行縢　みやひくらも月み　松の的　ゆもとりもち月の
手結の関　あふさかの　ゆもとりもち　ひきこゑ
射場始　ゆもとりもち　射るかとも　ゆもとりもち　ゆきつもる
手番弓　的射　神な月　ゆのうち　引つるや　ゆもとりもち
的　みやきとり　ほしあつち　ゆもとりもち
二毛駁　多のかりの　ゆもとりもち　ゆもとりもち

競弓
日　顕房
同　師忠
同　敦光
顕房　元弘之后房凡卿
同　内大臣
同　衍子左中納言
年中行事哥合　為忠
同　為盛
同　頼政　新千歳
花園院　元弘之后房凡卿
同　内大臣
同　西園寺大納言
年中行事哥合　為忠
同　親隆
同　為経
同　為忠

相撲
さかのてかきまよりも　おふ撲長のひきごゑ
多くたゝあるのさ行のていつきうりあるうらをとをとかつとて
ふるとをとかつとて　ふるとをとかつとて

弓袋
あのうちの袋　ふくろ　ふくろ
ふくろてうれ袋　ふくろ　や思ふのをいふらん

占手
新拾遺　俳諧哥
藤原実方朝臣

源順家集抜書

雙矢 諸矢(モロヤ) 応和二年五月よりあつまの三人なりて月のうちに民部卿かくりていて
てふさひよ侍らひあり思ひとみへくらくの命ゆかやらん
ひく人もなくてわびしけり梓弓いまだうらきしきことなりや、さ川よせ

へび弓 冬 夜ひをとわろみかあらてもちる影をかきふして人ありいふ人なとく
○引丈云或人は歌の夜ひら弓絃ゆく後世の蛇形弓は事にし或は晋書に楽広と云
人の家にありし客人同じかくに酒付けるに付飲まれける角弓の形の盃中にうつりけるを
みくて蛇みると思ひしんはかりさなりしをもちらくとく手寄ともなりて病おこりし
といふ事よく云るれど夜ひら弓とは角弓のなたなくしたくへり然らえり和名抄十一年
記事と姫国史四記源順が和名抄集にても蛇弓と以て拠えどは名月あらはつ
みなし弟かうらひ思ふなはそしてつき弓(槻)と侍りしと侍る字の誤まてへひらと書し
ふあるなやへの字はよろしく書がつの字を編ぎるへてつの字もよろしく書なひ
ひのまま稿きるすさればつゐ弓のあやまりやとうかゞるにへひらの歌よ
つきるく後代の蛇形弓のみと附会して事好む人あるまぬ妄説とはなり
出てもたとひきむる事のうれしきまほえことほしきなくしあなきる八
さわりし説と作るはなわりしやうにあるやうにて

へひら追加 此へひら哥ハ順カ集ノ中ニ四季 恋 此六種ノ題ニテ一題ニ哥八首
ツヽアリ一首毎ニ沓冠ニ同字ヲ置テヨミタル也へひらノ哥ハ冬ノ題ノ中ニアリ沓冠ニ
へノ字ヲ置テヨミタル也サレバ前ノ考ニツキ弓ノ字誤ナルヘシト云タルハヒガコト也此順ノ一
本ヲ見レバへひらト字レへハ据ゑのしとアリヘハゆミト云事モ詳ナラズ何レニシテモ證ニ
ハ引キガタシ詳ナラヌコトハ用ヘカラズ

小弓

小弓いる家
まうつきのまよいまにや 梓弓 ゆく風しるくへよ形のちるらん

散木集抜書　　後成卿集

真々岐之矢立　物の名　まきのやそ
みつふまきれをとく　信也氏い年とつひもくらしてそ
○夏天こ陰きれ矢い陰きのうて異する矢なり
のうい本行今るうこ着よちめ〜古代い的天の事行こ用〜なるへ〜

六百番歌合抜書

弓之立弭　今日い我君ゟ御覧ふうれさてかく
うのうち着九重にちる雪後りふ別ゟ
うのうち着ゟ井ゟ引つまてりきふ
百番ゟ引つまりてうのうち着もうち
○負ゟ弓ゟれそこい射ゟれうのうぶとそこ今ま
の矢集ゟもうのうちとよふ音ゟうりうて

鞆音

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

文明三十番歌合抜書

手束弓　寄弓恋　　藤原実隆

うきはなほ名をのみ川かう人目をせきと引かへさくつ

弓弦　寄弓恋　　藤原泰継

ちとせまんはてもいひよれと立まよてか弓弦のかけるなかるらん

弓弦　夜鳴弦　寄弓恋　　藤原数秀

人しれぬ契をあふしらちの鳴なしてなつまの音の後ねよるへハ

○貞丈云たつ弓とは別れに行るあかれ行ち弓ちもたつうらりたとも

まへはらハ束のはなをしまよにきるまをで後に握るまをとはつまへるとも云

も束の字のつかもまふにぎる弓といつまとたつうらとも云へまを握る弓と

いへる歟ともしの弓とも云同し意也御[illegible]と書てみとらしとよむべし

とらしの持語あらしべし

紀貫之家集抜書

弓之立　弓はりの表れ山風にいる時をかさしてのぞきてむハちりぬらん

白真弓　白木もみちて月見きりる白真弓おきぬるまるハいたほ梓ゆきとな

火打袋　こ旅まのおれをのへ行くに火打れ果して

くちくやる山まなふ

ともしのおとくたく袋の胴あつハ入さすりを表の風して

刺刀　衣をまえそろりさすがハ刺刀なく腰刀あり火打袋は腰刀にかけ

ろをの名り腰刀ハつねに入ましく柄まくらず緒きをのるり

小大君家集抜書

蒔繪鞘沈地柄刀　此事抜ち細之

みそうこれおきくいあるご三てぐりりれ

てくりさびりれ

解ときさやのかるみもさうりさくく抜やうちら

そゆりりれだ

かのようみくる刀うをなてつ

○兎丈之刀いさすぐ脇刀之前ちらしく

万躰方之次第抜書　小笠原信濃守貞宗記

具足　腹巻　腹當　異名お紙のうあくく脇そかく半異名ハ二人てきて生之た

のおいあるてあるこてくる丈ハ名おくく脇たの後をおくちらく

もーいもをみるご注意ーれおくく出るん抜

甲冑そう私二人くるてー何もなまあるてー抜そ

異名の三つ抜　異名と三つ抜ちてるいとう野神とそ

そあ心神とをきてそどたくに神とうけてそ

あるへ出ま二をねりうのの後のるへけて抜

まれきもすいてとくく異名くのつのみさ

あるくそありまくれて

忍緒　右ようそうえ甲のるれ序ちそ

うおてもれのちて千叶いたの日に抜くたう

往今くをくく来ら○兎丈そて古きれ抜

書ハ出のの後ことのの後もうみるも

あるの後ーいのーあるく

敦編氏

敦 日巻一二月四前祭十五日 五月次、宛忌部八人ニ鍛工共ニ作ル木工各二人ヲ令ヒ造作ル神調度但敦者敦編氏造ル之ヲ負文云敦編氏ハ敦ヲ負トスル人ナリ敦ヲ編氏ハ敦ヲ編ムヿヲ家トスル人ナリ此条ノ品アリ以ヲ編作ルヲ云ナルヘシ 敦編氏ハ蒲敦ヲ作ルヲ以ヲ編作ルヲ云ナルヘシ 錦敦 草敦 蒲敦

走馬 同条儀 春日 坊走リ馬左右各一騎在ヿ道ノ左右ニ中宮走馬各一騎次ヲ之ニ近衛走馬各六騎次之ニ○又云大臣以下及朝使氏人就リ座ニ北面上重行東次神馬四疋走馬八疋牽列神殿前ニ

神馬 右ニ見メリ ○右ノ外神馬走馬ノ事見メリ畧之

儛人 同大原野祭儀 馬寮牽神馬一廻社ヲ八度訖賜ヒ官人并儛人神酒ヲ

横刀 熊皮行縢 同賀茂祭儀 騎兵左右各十人帯横刀著熊皮行縢並従者各二人

其間郡司八人白前頭ヲ帯々横刀ヲ弓箭ヲ引者相當ル

走馬 同条 此時少将馬寮頭向ヒ馬場ニ令ム走馬ヲ牽列スト下文ニ大臣以下起ル出馬場ヲ令ム馳馬ヲ又同シ是初ニ馬ヲ神前ニ牽列シ後ニ其馬ニ乗ル競馬ヲ云ヘリ

神楯戟 巻二践祚大嘗祭儀 兵庫寮イニ兵司作大嘗宮南北門神楯四枚各長一丈二尺廣三尺九寸中廣四尺五分厚二寸丹波国楯縫氏作之四寸戟八竿部各長一丈八尺伊勢国忌部作之並ニ畢収御門

楯縫氏

刀子 同条次神祇官差ヒ卜部三人ヲ申ニ官ニ差遣シ紀伊淡路阿波等国ニ監作ル由加物ヲ中畧紀伊国薄頴四連生頴生螺各六籠畧鑿十具刀子二枚畧阿波国鹿布一端木綿六斤畧鑿十二具刀子四枚畧 ○負文按令式ニ刀子トアルヲ此条ノ刀子ハ物ヲ削ルモ同シ此条ノ刀子ハ物ヲ削ルコトカタナノコト思ヒ心ヘシ

徒児 同条 子第四人徒児四人吹之

節旗 同条 大門右掖而右去四許丈立ツ節旗標ヲ ○又曰次鼓吹司左右各長上一人官人一人節旗在其間鉦鼓次リ之ヲ

鉦鼓 右ニ見メリ官人ヲ進退セシムル相圖ノ鉦鼓ニテ鼓吹司撃ツ之ヲ也

三箇重事抄抜書

後成恩寺兼良公ノ宗祇法師ヘ傳授ノ書也

節旗 唐鞍 銀面 尾袋 調度懸 杏葉 鼓 居飼 籠

御禊行幸ハ大嘗会行はるへき年の十月に行はるゝ事の儀式をいふ也 世俗に川原の御はらへと云 解除とは河に臨て除き去る也 それ二条三条の河原に幸して是を行はる [illegible] 主上御伏の座に着給ふ 是を次第司御前次官以下供奉す 節旗は節剣を立て陣の内に行列をなすへき由作せらる 節下の大臣と云 是を節と号す 旗の名也 御前ハ大かしらとて名付て此旗の下に供奉するによりて節下の大臣と云 供奉の行粧ハ唐鞍とて鞍に立る馬ありて銀面尾袋をかけて副の随身十人からかふりして随身八人裹頭の袍と云物を着たり 端の丸ハ熊の文の袍也 随身十二人 [illegible] の襖を着て随身の調度懸十人 将曹府生 舎人居飼舎人 舎人二人 [illegible] 雑色二十人 [illegible] 摂政ハ或ハ騎る或ハ車 車ハ必唐庇と申上臈の随身番長を是も裹頭の袍を着て地下の前駆定まる [illegible] 雑色又二十人 [illegible] の時も中宮同輿なし 女御代供奉の例あり 女房の車衣のつまをいたして [illegible] 凡此行幸に供奉の百官尽く来る [illegible] 鞍の下 御前の行幸にかゝはまり 鞍にも杏葉と云物を付る 兵庫寮二十人 [illegible] 列陣の鼓進

鼓 行鼓 [illegible] 行列 [illegible] 下略

日像 月像幢 四神旗 朱雀玄武 青竜白虎 銅烏幢 胡床 挂甲 裲襠 御即位乃事 御即位

乃日ハ大極殿の高御座に出御ありて [illegible] 付らるゝ御 [illegible] を移さるゝ 南殿 [illegible] 十一丈に銅烏(ドウウ)の幢を立 二十本に日像の幢 朱雀青竜の旗をたて 又月像の幢 白虎玄武の旗を [illegible] 対 [illegible] の胡床 [illegible] 近衛の [illegible] ハ今 [illegible] 珠玉 [illegible] 甲を [illegible] の [illegible] ハ武礼冠 裲襠を着て [illegible] 甲 [illegible] 胡床ハ [illegible] 青 [illegible] の [illegible]

尚清流鏑馬日記抜書

小笠原民部少輔源尚清之記 文亀二年辛

三三九的 三々九の的ハ寸九寸串の長さ三尺的ハ四寸なるへし口傳有之三尺の人の手一束を定し三的ハ四寸なるへしとあり三的とハ流鏑馬の的なるへきなる忠にて書に見えたり三的ハ串とハ流鏑馬の的串と同し串ハ一丈といふなるへしやふさめの的串の長サハ三尺八寸となす書に見えたりされど的ハ四寸といへるハ何の的にもと知しがたし尺の字のあるハ誤なるへし度則法あるに三々九も串長さあるを三々九の串長とのくらゐを又てよむハ誤也左様とあるをハ三々九とも長さハ三の尺への字の介く悪しけれハ三々九と誤り作りける射法詳ならす其いやふさめの法と射しめし左様りこそしかくえハ左書にも尺とふさめの書の中にも書き列しまされ候まてまて射るへきを知るへくしれども左射法の式略ありすなはち今世の射術家にて妄説を作り出してくさを正さしむること嘆あり去ぬさるをといふはあらすして自つし尚清の大の字を的の大寸串の長さと記されたるが殊に信りしと幸とす大へしは寸法は遠ひたる誤説ハ新作の説となる也又左様に三尺へ串長さを書ける事もなき尺の字をとハサクとよむ也へも書と信りて三々九と三尺とも書しるる也古書ハ文字の加く只ならてしく書る事多し大の字を三尺へ串長とあるを見れバ三々九といふ之ざくとよむしへし三尺ざくともいふ也へし三ざくといへる古の詞と知もるへく三尺の字にあてはまり説を作るハあるこそ遠へきや又左様に三々九口とにとも見えぬれハ三々九の串長さいふもまきるへきに四も三々と保ならす

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

貞順記抜書

伊勢六郎左衛門尉平貞順記　大永ヨリ永禄比ノ人

此書ハ天文十八年ニ記ス

【白糸肩布攫】細川右京大夫殿ゟ伊勢近江守殿へ文被遣之にて候所にけふ之御祝御太刀一腰白御馬　御太刀御攫一腰 肩白 白糸 御馬一疋 鴾毛 御鞍置

【白太刀】右之御太刀一腰白と御入候は白太刀のことにて候と見えたり

【幕出入】幕出入のこと白（入時は外の方へまくりあけて入申候又出時は内へまくりて出候入時ハ右のかたの手にてまくり出る時ハ左の手にてまくるなりと古ききどもに見えたり 總幕七所にも本書に 正中（マナカ）の間より入て右の脇へ出る又左より入て正中の間より出る又左の脇より入て入申ハのれん左の脇よりハ出る事なりと云々又軍陣の時ハ老若の御のれん（の元）右の手ニ御かけ候右の手をかけまくと申（まくりあけて入候也又出時も（あけて出る也

【貫大将首於鎧】鎧の大将を結てひとへ手に持る時は其物のさきにさげて下かけ之　貞丈云古画にも此体見えたり

【首装束】頸装束 軍陣にて頸を結之時其の耳上に後の髪を櫛にて梳するなり ことのほかハ結ひ分て結之たゞことゝもかく又水にて其髪をきすそとても結く二寸ばかりにして結ひ切之　貞丈云首装束の事其化粧をもいふなり

【首桶】頸桶のことより或人曰首ハ下に其の入ルふたと入金ハ間 或人或は竹にて中にふた一つあるこのふたの中に一筋刀目釘ささせふたハ内にかけ合様に作る之（作元）ふたのうらに化の字を書て結を付てうけをも布にて下よりうけて結之 頸装束をふたともに紙にて包とハ本也 又云頸桶の事後と二つに輪くこと縫めと又おしふせて一と縫ひめなくながさも縫二つのながさなるべし 貞丈云桶を包む 又云頸を桶に入て化粧をするも低く手一つ結之 貞丈云子細ありて敵ノ首ヲ敵方へ送ル元又ハ幸ナトヘ送ル事アラハ桶ニ入ルナリ 美しき事にて候之 又もうしとも云あり

【首箱】ちゃうに見えたり

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用